

## 議 事 録

平成30年2月28日定例教育委員会を北島町総合庁舎4階教育長室において開催した。

- 1 会議に出席した者
  - 1番 辻村 邦雄 委 員
  - 2番 久湊 薫 委 員
  - 3番 板東 久男 委 員
  - 4番 巻島 恵子 委 員
  - 5番 三好 久美子 委 員
  - 天羽 俊夫 教育長
  
- 2 会議に出席した事務局職員  
事務局局長 尼寺かつ美
  
- 3 会議に欠席した委員  
な し
  
- 4 本会の書記  
事務局長 尼寺 かつ美
  
- 5 議事
  - (1) 北島町教育委員会感謝状贈呈要綱の策定について
  - (2) 「北島町いじめ防止基本方針（改定版）」および「重大事態への対応マニュアルの策定について

教育長 午後2時開会し、あいさつの後、議事録署名者を会議に諮り、次のとおり選任する。

- 2番 久湊委員
- 3番 板東委員

教育長 それでは議事に入ります。議事(1)北島町教育委員会感謝状贈呈要綱の策定について、事務局から説明をお願いします。

局 長 北島町教育委員会感謝状贈呈要綱の策定について、2月の定例会において提出させていただきましたが、第2条の「福祉」という文言が教育委員会の表彰ということであれば、適切ではないのではないかとというご意見をいただき、第2条について資料のとおり修正いたしました。ご確認をいただき、北島町教育委員会感謝状贈呈要綱について、ご承認をお願いいたします。

教育長 ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

委 員 特にございませぬ。

教育長 それでは、この件についてご承認いただけますか。

- 委員 はい
- 教育長 ありがとうございます。それでは、議事（１）についてはご承認いただきました。続いて、議事（２）「北島町いじめ防止基本方針（改訂版）」および「重大事態への対応マニュアルの策定について、事務局から説明をお願いします。
- 局長 はい、平成２５年のいじめ防止対策推進法の制定により、本町でも平成２６年７月に「北島町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見といじめの対処のための体制整備についてまとめております。いじめ防止対策推進法には、「この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、文部科学省では検討を行った結果を踏まえ、国の基本方針を改定するとともに、重大事態ガイドラインを策定しました。徳島県としても、国の改定の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止や早期発見、解消に向けた取り組み及びいじめ対策の組織の充実に向けて、基本的な方針が改定されております。これに伴い、本町においても国、また徳島県の改訂版を参考にし、本年度末を目途に「北島町いじめ防止基本方針（改訂版）」及び「重大事態への対応マニュアル」を策定することとなり、事前に案として送付させていただいております。いじめの防止対策に関する基本理念や基本的な考え方は大きく変わっておらず、いじめを許されない行為であると児童生徒が認識し、学校・地域・家庭・教育委員会等社会全体でいじめの未然防止に取り組むこととしております。特に、町教育委員会、学校とともに、地域や家庭、関係機関との連携した取組を推進していくことを加えております。
- また、重大事態への対処については、町長による再調査を行うことができることから、北島町と教育委員会の連名で改訂版は策定しております。
- 以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。
- 教育長 ただ今の説明について、何かご質問はございますか。改訂版については、県の基本方針をベースに策定しており、改訂版といいながら構成としては、大幅に変更しております。
- 委員 いじめ問題等対策委員会を設置するとありますが、委員のメンバーは決まっていますか。
- 教育長 これについては、まだ依頼はしておりませんが、学識経験者、弁護士、医師、心理に関する専門家、スクールカウンセラーなどを考えております。大学の教授にも関わっていただく予定ですが、個人的には指名できませんので、大学を決めてお願いに行きたいと思っております。
- 局長 委員の構成については、「重大事態への対応マニュアル」の中で明記されることとなります。
- 委員 保護者から信用性のある委員でなければいけないと思うので、配慮をよろしくお願いします。また、以前にも意見として出ておりましたが、いじめる側の児童生徒への対応も必要であるように思います。何が原因でそうなったか、根本的な問題を取り払わなければいけないのではないのでしょうか。
- 委員 それについては、１０ページの（５）の③に支援について書かれてい

ると思います。

教育長 その部分は、学校における取組ですが、7ページの(5)に町が行う対策の中で、いじめる側、いじめられる側両方への取組を上げております。

委員 いじめを解消するための教育福祉的な対策が重要であると文科省は謳っており、教育委員会が主体となって教育福祉的な取組が必要ではないかと思います。

教育長 いじめについては、まずは学校が関わっていくことであり、町としては、学校と一緒にまたは支援しながら対応していくという意味で、ここに書かせてもらっております。

委員 わかりました。また、11ページの重大事態への対処について、再調査は別の委員により行うのですか。現在は、町長が教育長を任命し、一本化しているのに敢えて再調査は必要ですか。

教育長 国のほうでもそのようになっており、教育委員会に任せっきりでなく、町としても取り組んでいるという意味あいです。法により、「町長は再調査を行うことができる」とあるために、それを受けて盛り込まれております。

委員 現実的には、あり得ないことではないですか。

教育長 町長が必要と認められる時にはとありますが、実際には必要と認めることはほぼないと思います。命に関わるようなことが起こったときのために、策定・整備を行っておりますので、ご理解ください。他にございませんか。

委員 先ほどのいじめ問題等対策委員会ですが、意見交換の場として年1回くらい開催すれば、情報提供の機会としてもよいのではないですか。

教育長 東部青少年育成センターの組織の中に松茂町と2町の合同ではありますが、同様の会議を年2回程度開催しております。それで代用させていただければと思いますので、ご理解ください。

委員 学校評価の改善という項目がありますが、評価の中に何か新しい項目を加えるのですか。

教育長 必ず評価の中にいじめに関することを入れておくようにということです。

委員 わかりました。

教育長 他にはございませんか。それではこれについて、ご承認いただけますでしょうか。

委員 はい。

教育長 ありがとうございます。

教育長 これをもちまして本日の定例教育委員会を終わります。ご協力ありがとうございました。

全協議終了、午後3時35分閉会を宣する。

以上会議の顛末を記載し、その相違がないことをここに署名します。

平成30年 2月28日

書 記 尼寺 かつ美

議事録記名

議事録記名